静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生の懲戒に関するガイドライン

（趣旨）

1　このガイドラインは、懲戒処分の適正と公正を図るために、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生の懲戒に関する規程（以下「規程」という。）第５条第２項の規定に基づき、懲戒の種類の決定において、指針となる事項を定めるものである。

（懲戒の種類の決定）

2　規程第２条に定める行為に対する懲戒の種類の決定は、懲戒処分標準例（別表）による。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もある。

附 則

このガイドラインは、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、令和７年７月 15 日から施行する。

別表

懲戒処分標準例

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、不同意性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	違法賭博	退学又は停学
	麻薬、覚せい剤等の薬物犯罪行為（栽培・製造、売買、不正所持又は使用）	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等を含む。）、性的姿態等撮影行為（性的映像記録の提供、陳列、保管、送信又は記録を含む。）、売春・買春	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為（しつこい勧誘行為等の迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
コンピュータ犯罪・情報倫理	インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正アクセスで悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正アクセス	停学又は訓告
飲酒・喫煙	飲酒を強要し、死に至らしめる等の重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	20歳未満の者に対して飲酒又は喫煙を強要又は助長した場合	停学又は訓告
	20歳未満の者が飲酒又は喫煙をした場合	停学又は訓告
	本学内など喫煙禁止区域における喫煙	訓告
研究活動	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を行った場合	退学、停学又は訓告
試験等の不正行為	本学が実施する試験等（単位認定に係るレポート（卒業論文含む）、課題及び出席票の提出等）における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等（単位認定に係るレポート（卒業論文含む）、課題及び出席票の提出等）におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等（単位認定に係るレポート（卒業論文含む）、課題及び出席票の提出等）において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の懲戒対象行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワーハラスメント等に当たる行為	退学、停学又は訓告

	その他学生懲戒委員会が公序良俗に反すると判断した行為	退学、停学又は訓告